

〈周辺住民等への説明チェックリスト〉※周辺住民等計画説明結果届（第6号様式）に添付

●説明日時

- 標識設置日の翌日以降（P32:規則第8条(3)ア）
- 実際に訪問した時間を明記（例：○月○日 ○時○分）
- 不在の場合は日時を変えて3回以上訪問（P33:規則第11条(2)）
（平日の同じ時間帯に訪問しても不在の可能性が高いため、常識的な時間帯で土日を含めて訪問してください）
- 説明資料の交付又は送付〔市外者は送付可〕（P15:条例第8条第2項、P34:規則第12条(2)）
（不在時には資料投函（3回目以降訪問時）し、併せて不在票も投函してください。）
- 資料を送付又は投函した場合には行なった日を記載してください（P84:第6号様式(その2)）

●説明範囲（P12:条例第2条(9)）

- 隣接地
- 道路を挟んだ対面（前面道路車線数が4車線以上ある場合は不要です）

◎中高層に該当する場合

- 冬至において9時～15時の日影範囲（影響範囲内は、すべて戸別説明です）
- 計画建物の敷地境界線から計画建物の高さの1倍の範囲
- 電波障害の影響を著しく受ける者（影響範囲内は、すべて戸別説明です）

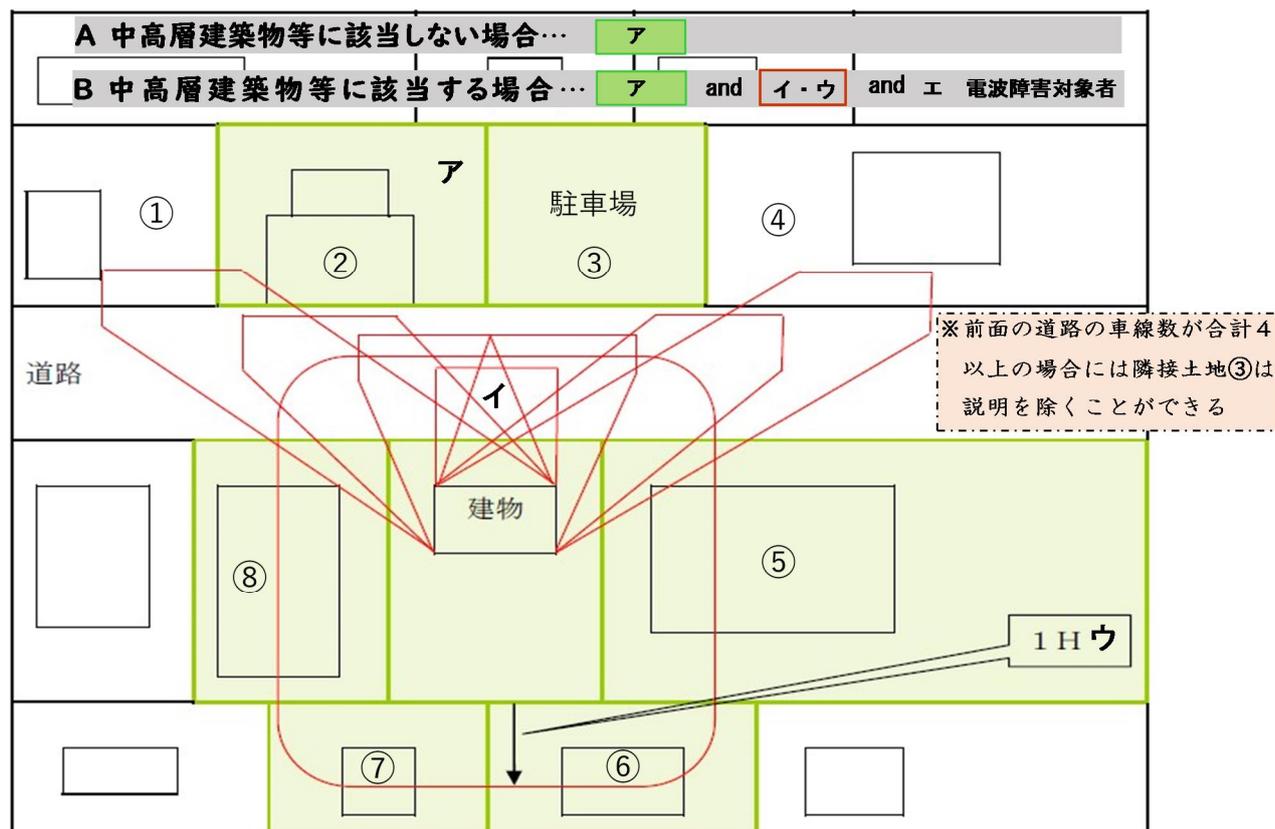
●説明対象

- 居住者、使用者、建物所有者、土地所有者などを備考欄に記載（P12:条例第2条(9)ア）
- 日影又は電波障害範囲外の集合住宅の場合は、管理会社や土地・建物の所有者との協議により説明範囲及び方法を決定してください（P33:規則第11条(1)）
- 被説明者の続柄等（P84:第6号様式(その2)）
（本人の場合は、本人と記入してください）
（テナント等への説明の場合、被説明者の役職等も記入してください）
（アルバイト店員・未成年者等への説明は不可です）
- 被説明者からの要望とその対応（要望等があった場合）（P85:第6号様式(その3)）
（対応内容は「いつ」、「どのような方法で」等を記載してください）

●その他

- 説明者氏名
（事前協議申出書において、周辺住民等への説明及びこれに関する手続きを行う者として、委任された者（担当者）が説明者を行っている）
- 結果届の提出時点で被説明者からの要望は無い
（(その2)浦安市宅地開発事業等周辺住民等名簿の欄外下部に「○月○日時点で被説明者からの要望なし」と記載してください）
- 結果届添付の周辺住民等の範囲の図面の付番と様式(その2)番号とリンクさせてください

【説明対象の周辺住民等 対象範囲】



※丸数字は、説明結果届の6号様式（その2）番号とリンクさせること

周辺住民等：次のいずれかに該当する者をいう。（条例第2条第2項第9号）

- ア 当該開発地に接する土地（当該開発地に接する土地が道路であるときは、当該道路（当該開発地に接する部分に限る。）と当該開発地の反対側において接する土地を含む。）に居住する者、土地を所有する者、建築物を所有する者
- イ 冬至において当該中高層建築物等により午前9時から午後3時までの間に日影を生ずる範囲内に居住する者、土地を所有する者、建築物を所有する者（日陰の範囲は、地盤面まで）
※必ず戸別訪問により説明
参考：上図の①②④⑤⑧
- ウ 中高層建築物等の敷地境界から建築物の高さの距離内に居住する者、土地を所有する者、建築物を所有する者
- エ 中高層建築物等によるテレビジョン放送の電波障害の影響を著しく受けると認められる者
※必ず戸別訪問により説明

中高層建築物等 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 建築物（建基法第2条第1号）であって、高さが10メートルを超えるもの又は地上階数が3以上のものをいう。ただし、地上階数が3で、高さが10メートル以下の自己の居住の用に供する専用住宅（共同住宅形式のものを除く。）を除く。
中高層建築物（浦安市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第2条第1号）
- イ 第一種低層住居専用地域内に建築される建築物のうち軒の高さが7メートルを超える建築物
- ウ 第一種低層住居専用地域内に建築される建築物のうち地階を除く階数が3以上の自己用住宅